

令和2年5月15日

児童館利用者各位

朝日町住民・子ども課

児童館の利用対象者の制限について（お知らせ）

朝日町児童館は4月11日より臨時休館としていましたが、5月22日に再開を予定しております。学校の臨時休校前にお知らせしていたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当面の間、児童館の利用対象者を制限させていただきます。

3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）となることを回避するため、

- ・ **さみさと小学校低学年（1～3年生）**
- ・ **保護者・祖父母等が仕事等により留守家庭**
- ・ **ひとりで留守番をすることが困難**

の条件をすべて満たしている児童のみに制限させていただきたく、子どもの健康と安全のためにも、みなさまのご理解をお願いいたします。

4月10日までに申請された方で利用該当となる方には、近日中に利用承認書を送付いたします。4月10日以降、ご家庭において保護者の就労等が変更となり、児童館の利用が必要になった方は、利用申込書と就労等申立書を記載の上、朝日町役場住民・子ども課へ提出してください。

*詳しくは、町ホームページをご覧ください。

*利用申込書、就労等申立書は町ホームページからもダウンロードできます。

《問い合わせ先》

朝日町役場 住民・子ども課子ども係

朝日町道下1133番地

TEL 0765-83-1100（内線157）